

南九州市 農業委員会だより

令和7年10月発行 南九州市農業委員会事務局

編集発行 南九州市農業委員会事務局
南九州市颯娃町牧之内2830番地
TEL 0993-36-1111
E-mail noui@city.minamikyushu.lg.jp



市ホームページ



事業利用前



遊休農地等活用条件整備事業利用後のオクラ畑



農地の適正管理について

近年、農業者の減少や高齢化によって耕作・管理されない農地が増えてきているため、農地法に基づき管内全ての農地を調査し、遊休農地や遊休化しそうな農地の所有者へ今後の農地の利用について意向確認を行い、必要に応じて農地中間管理機構との連携や農地のあっせんなど、耕作放棄地の発生防止や農地の有効利用を図っています。

農地の所有者や貸借契約等により耕作している方は、農地の有効利用と適切な管理をお願いします。

また、農業委員会では、「[遊休農地等活用条件整備事業補助金](#)」を活用して遊休農地、耕作放棄地を解消し、農地の有効利用を図る事業があります。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

農地を守り、活かすために

～令和7年4月から利用権設定等促進事業が「農地バンク」に統合されています～

令和7年4月から制度が変わりました

これまで実施していた基盤法による農地の貸し借りである「利用権設定等促進事業」は、令和7年4月から「農地バンク（農地中間管理機構）」に一本化されました。



農地バンクを活用するメリット

●農地を貸したい方

- ・自ら耕作していない農地を有効に活用できる
- ・賃料が農地中間管理機構（以下「機構」という。）から安定して受け取れる
- ・信頼できる公的機関の機構が農地の貸借契約の間に入るので安心

●農地を借りたい方

- ・農地をまとめて借りられるため、経営規模を拡大できる
- ・賃料の支払いは機構へ一括支払
- ・長期利用が見込めるので、将来の営農計画が立てやすい



手続きの注意点

- ・相続登記未了の農地は、農地バンクによる貸借契約がスムーズに手続きできません。相続登記が可能な方は、法律の専門家である司法書士等に相談の上、契約手続き前に相続登記を済ませましょう。

ただし、相続登記未了の農地でも、相続人の法定相続持ち分の過半の同意があれば契約ができますが、事前に相続持ち分表の作成と契約時に農地貸借の同意が必要になります。



「法務省 相続登記の義務化に関するQ&A」

よくあるご質問（Q&A）

Q1：賃借料などの貸し借りの条件は、どうやって決めればいいですか？

→**A**：所有者等と耕作者が双方で協議のうえ、賃借料、賃借期間等を決めます。

賃借料については、無償（使用貸借）や物納（米、茶など）でも契約出来ます。

Q2：農地バンクでの契約を行わないとどうなりますか？

→**A**：農業委員会が管理する農地台帳に貸し借りの記録が反映されません。

従って、耕作者においては、例えば、農業に関する各種補助を受けられない可能性があります。

Q3：貸し借りの契約期間中でも途中で解約することは出来ますか？

→**A**：所有者等・耕作者どちらからでも、申し出て解約することは可能です。

Q4：農地の賃借料はどうやって支払われるのですか？

→**A**：毎年決まった時期に、耕作者の口座より機構が引き落としを行い、所有者等の指定口座に機構が振り込みます。

Q5：ビニールハウスや農機具格納庫などの農業用施設も対象になりますか？

→**A**：農業用施設用地は対象となりますが、施設（上物）は対象外です。

Q6：畑かんの賦課金は、どちらが支払うのですか？

→**A**：「所有者等」が組合員になるケースが多いですが、「所有者等」と「耕作者」で協議のうえ、土地改良区へご相談ください。

Q7：防霜ファンなど上物の修繕費は、「所有者等」と「耕作者」のどちらが負担するのですか？

→**A**：「所有者等」と「耕作者」の双方で協議してください。

Q8：農地バンクのことで、色々と教えてほしいのですが。

→**A**：農業委員会事務局や地域の農業委員、農地利用最適化推進委員へお尋ねください。

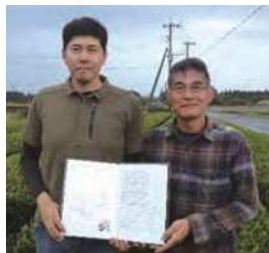
新規就農者励ましの会

新規就農者励ましの会が、7月28日に知覧文化会館で開催され、市内で新たに就農した9人の方が参加されました。会には農業委員会会長、県南薩地域振興局やJAなどの関係機関も出席し、就農した参加者に激励の言葉を送りました。（額娃地域：3名、知覧地域：5名、川辺地域：1名が新規就農いたしました。）



家族経営協定を結びませんか!!

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。皆様のご家族でも話し合いの場を持ってみてはいかがでしょうか。



協定を締結された西野さん家族（左）、坂下さん家族（右）



南薩地域の女性農業委員等研修

8月4日に南さつま市で南薩地域の女性農業委員・農地利用最適化推進委員による自主研修会が開催されました。女性委員ならではの目線で農業委員会の役割、情報交換を目的として「農地の現地視察」、「特産品や加工品の試食」などを行い南薩地域の課題を共有しました。

（各市の女性農業委員等：南九州市7名、南さつま市4名、枕崎市3名、指宿市4名の女性委員が活躍しています。）



農地利用状況調査を実施します。

農業委員会では、毎年8月から9月にかけて「農地利用状況調査」を実施します。調査の際に農業委員や農地利用最適化推進委員等が農地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。近年、遊休農地が増加傾向にありますので、農地の適正な管理、有効利用をお願いいたします。



タブレットによる利用状況調査

農地の無断転用は違反です!!

農地転用とは、「農地」を「農地以外」にすることをいいます。転用には、農地法第4条又は第5条に基づく申請を行い、農業委員会の許可を受ける必要があります。

この許可を受けずに無断で転用を行った場合、罰則の規定がありますので、農地転用の計画がある場合は、事前に農業委員会にご相談ください。

例えば、農地（畑や田んぼ）に

- ・建物（住宅・倉庫など）を建てる
- ・太陽光発電設備（営農型を含む）を設置する
- ・駐車場や資材置き場にする

(1) 農地所有者が自ら転用する場合

⇒ 農地法第4条に基づく許可が必要

(2) 農地を第三者に売買、貸借し転用する場合

⇒ 農地法第5条に基づく許可が必要



農作業事故をゼロに!! 8月19日 颯娃文化会館で農作業安全を学ぶ講習会が開催されました。

農作業の安全のために!!

- (1) トラクターには安全フレームを装着し、作業中はシートベルト・ヘルメットを着用する。
- (2) ほ場の出入り口付近では、十分に安全確認を行い、転落・転倒事故を未然に防ぐ。
- (3) 点検、整備、清掃は、必ずエンジンを停止して行う。
- (4) 農作業は計画的に行い、こまめな休息・水分補給を行って無理をしない。
- (5) 出かける前に家族などに一声かけて、携帯電話を携帯する。

熱中症対策!!

- (1) 高温時の作業はできるだけ避ける。
- (2) のどが渇いていなくても、作業前・作業中には十分な水分補給を行う。
- (3) 通気性の良い服装や日差しを遮るものを活用する。
- (4) 単独作業は避けて複数人で作業する。



VR映像による疑似体験

農業者年金に加入しませんか!!



通常加入要件は ①60歳未満、②国民年金第1号被保険者、③年間60日以上農業に従事です。

- 保険料は2万円から6万7千円まで加入者が自由に選択できます。(いつでも見直しできます。)

※詳しくは、農業委員会事務局または最寄りのJAまで

読んでみませんか!!

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



◆発行／月4回金曜日

◆購読料／月額700円（消費税込み）

購読のお申し込みは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会へお気軽に連絡ください。